

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和3年3月11日(2021.3.11)

【公開番号】特開2020-177146(P2020-177146A)

【公開日】令和2年10月29日(2020.10.29)

【年通号数】公開・登録公報2020-044

【出願番号】特願2019-79587(P2019-79587)

【国際特許分類】

G 0 9 F	9/00	(2006.01)
B 6 0 R	11/02	(2006.01)
H 0 4 N	5/64	(2006.01)
B 6 0 K	35/00	(2006.01)
B 6 0 N	3/00	(2006.01)

【F I】

G 0 9 F	9/00	3 5 0 A
G 0 9 F	9/00	3 0 2
B 6 0 R	11/02	C
H 0 4 N	5/64	5 2 1 F
B 6 0 K	35/00	Z
B 6 0 N	3/00	Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月26日(2021.1.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

車両に搭載され、

情報を表示する表示部(1)と、

前記表示部の背面側に配置されたフレーム(3)と、

前記表示部を側方から包囲する筒状部材であって、視認側の端部が開口部として形成された包囲部材(5)と、

透光性を有し、前記包囲部材の開口部を塞ぐように前記表示部の表示面よりも視認側に配置された板状のカバー部材(6)と、を備え、

前記包囲部材の視認側端部は、前記カバー部材の視認側表面には被さっておらず、

前記表示部、前記フレーム、前記包囲部材、および前記カバー部材によって表示本体部(101)が形成され、前記表示本体部の上側が、前記車両のダッシュボード(200)の上側に飛び出して配置された車両用表示装置において、

前記表示本体部の下側領域の一部が、前記車両の取付け部(202)に締結部材(22)によって支持されており、

前記フレームの背面側には、前記車両の衝突時における乗員頭部の衝突に対抗する補強部(33)が設けられ、

前記包囲部材において前記表示部の上側に位置する部分である上方包囲部(120A)の視認側端部である上方視認側端部(53)は、前記カバー部材の表面よりも視認側に突出するように構成されると共に、前記乗員頭部の衝突によって、前記カバー部材のエッジ部(61)側に変形可能に形成され、

前記表示本体部の上端部に衝突を受けると、前記表示本体部の上部側は、前記締結部材

を起点にして、衝撃の方向に円弧を描くように変位する車両用表示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明では、

車両に搭載され、

情報を表示する表示部(1)と、

表示部の背面側に配置されたフレーム(3)と、

表示部を側方から包囲する筒状部材であって、視認側の端部が開口部として形成された包囲部材(5)と、

透光性を有し、包囲部材の開口部を塞ぐように表示部の表示面よりも視認側に配置された板状のカバー部材(6)と、を備え、

包囲部材の視認側端部は、カバー部材の視認側表面には被さっておらず、

表示部、フレーム、包囲部材、およびカバー部材によって表示本体部(101)が形成され、表示本体部の上側が、車両のダッシュボード(200)の上側に飛び出して配置された車両用表示装置において、

表示本体部の下側領域の一部が、車両の取付け部(202)に締結部材(22)によつて支持されており、

フレームの背面側には、車両の衝突時における乗員頭部の衝突に対抗する補強部(33)が設けられ、

包囲部材において表示部の上側に位置する部分である上方包囲部(120A)の視認側端部である上方視認側端部(53)は、カバー部材の表面よりも視認側に突出するよう構成されると共に、乗員頭部の衝突によって、カバー部材のエッジ部(61)側に変形可能に形成され、

表示本体部の上端部に衝突を受けると、表示本体部の上部側は、締結部材を起点にして、衝撃の方向に円弧を描くように変位することを特徴としている。